

宮古島市特定地域づくり事業協同組合（仮称）
設立準備会設置要項

（名称）

第1条 この会は、宮古島市における特定地域づくり事業協同組合設立準備会（以下「準備会」という。）と称し、事務局を宮古島市産業振興局に置く。

（目的）

第2条 準備会は、宮古島市において、特定地域づくり事業協同組合（以下、「組合」という。）の設立に向けて、発起人となる意思を持った者が集まり、組合の設立に必要な手続き等について、準備作業を行うことを目的として設置する。

（事業）

第3条 準備会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、必要な書類の作成等を行う。

- （1）組合のビジョンやミッション等に関すること。
- （2）組合の定款案の作成に関すること。
- （3）組合の事業計画案、収支計画案の作成に関すること。
- （4）組合の事務局スペースおよび事務局職員に関すること。
- （5）組合が雇用する職員（以下、「職員」という。）の給与等の待遇に関すること。
- （6）職員の募集方法に関すること。
- （7）利用料金に関すること。
- （8）組合の設立等に必要な手続き書類の作成に関すること。
- （9）その他、組合の設立に必要な事項。

（組織）

第4条 準備会は、宮古島市における特定地域づくり事業協同組合制度検討会への参加や宮古島市が実施したアンケート調査等を通じて、発起人になる意思を表明した者を会員として構成し、別表第1の通りとする。

2 準備会は、新たな会員の加入を可能とする。新たな会員を加入するときは、会員全員の同意を得るものとする。

3 会員となる者は、組合制度の趣旨を理解し、組合設立の祭に発起人となる意思のある者で、宮古島市内に事業を営む拠点を有する個人または法人の事業者であることを条件とする。

4 会員は、準備会設置期間中に退会することができるものとする。

（会議）

第5条 準備会の会議は、必要に応じて随時開催することとし、事務局より通知する。

（設置期間）

第6条 準備会の設置期間は、組合設立までの期間とする。

(経費)

第7条 準備会への参加や運営に必要となる経費については、会員各自において負担するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は別に定める。

別表第1

宮古島市特定地域づくり事業協同組合(仮称)設立準備会 名簿

No	事業者名	備考
1	一般社団法人宮古島観光協会	観光業界団体
2	農業生産法人有限会社楽園の果実	農業・食品加工業・飲食業
3	浜口水産株式会社	食品加工業
	宮古島市産業振興局	事務局